

広島県都市計画審議会における情報公開の推進について

1 要 旨

- ・ 情報公開の充実により，本県の都市計画行政に対する県民の理解と信頼をさらに深めるため，このたび，議事録の公開に加え，傍聴による会議の公開について検討を行ったので意見を伺うものである。
- ・ 平成 13 年には，広島県情報公開条例が施行されるとともに，平成 22 年には，公正で透明性の高い県政の推進を目的として，「情報公開推進のための行動計画」が策定され，継続的に可能なものから実施することとしている。

2 変更(案)

区分	現在	変更(案)	公開方法
審議の状況	原則非公開	原則公開 (①②に係る審議を除く。)	傍聴
会議資料	原則非公開	原則公開 (①に係る部分を除く。)	○傍聴者へ配布 ○行政情報コーナーへ配架
議事録	原則公開 (①に係る部分を除く。) ○発言者名：表示しない	原則公開 (①に係る部分を除く。) ○発言者名：表示する	○行政情報コーナーへ配架
付議案集	原則公開	(変更なし)	○行政情報コーナーへ配架

※ 非公開にできる場合

- ① 広島県情報公開条例第 10 条各号に該当する場合
- ② その他審議会が非公開とする旨を議決した場合

※ **ゴシック体**は，変更箇所を表す。

3 経 緯

- ・ H10.12～H11.10 (第 179, 182, 183 回都市計画審議会) 審議の公開方法について検討
- ・ H12.2 (第 185 回都市計画審議会) 「会議傍聴を非公開」「議事録を公開」として決定
- ・ H13.4 広島県情報公開条例 施行
- ・ H13.6 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則 施行
- ・ H22.11 情報公開推進のための行動計画 策定

4 今後の対応等

- ・ H26.11～H27.2 アンケート調査，対応(案)検討
- ・ H27.2 (第 234 回都市計画審議会) 広島県都市計画審議会運営規程の改正を提案予定
- ・ H27.7 (第 235 回都市計画審議会) 傍聴による会議の公開予定

広島県情報公開条例第 10 条各号に規定する不開示情報について

不開示理由	内容
(1) 法令秘情報	法令や条例などで公にすることができないとされている情報
(2) 個人情報	個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものや公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの
(3) 事業活動情報	法人、個人の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
(4) 犯罪の予防・捜査情報	犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
(5) 審議検討に関する情報	県の機関又は国若しくは他の地方公共団体等における審議、検討、協議等に関する情報で、公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの
(6) 行政執行情報	県の機関又は国若しくは地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
(7) 任意に提供された情報	実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で、任意に実施機関に提供された情報で、当該条件を付することが合理的であると認められるもの

他都道府県調査状況

1 会議の公開方法

方法	団体数
①傍聴及び議事録	40
②傍聴のみ	6
合計	46

2 要綱等で規定する非公開特例(複数回答)

内容	団体数
①情報公開関係条例に規定する非開示情報に該当する場合	24
②円滑な審議が阻害されるおそれがある場合	17
③議長もしくは審議会が非公開とすることを決定した場合	8
④貴重な生物の生息場所等の審議を行う場合	1

3 他県における会議の公開・非公開状況

状況	団体数
①傍聴を非公開としたことがない	33
②傍聴を非公開としたことがある	13
合計	46

4 過去に傍聴を非公開とした理由

理由	団体数
①都市計画に対する意見書が提出されている議案	4
②土地区画整理事業に係る意見書の審議に関する議案	11
③建築基準法第51条ただし書きの規定に関する議案	1

5 率直な意見の交換又は意思決定の中立性等

中四国(鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 愛媛県, 徳島県, 香川県, 高知県)8県及び宮城県, 愛知県, 大阪府, 兵庫県, 福岡県におけるトラブル事例なし